

収入保険制度の概要

・収入保険は、平成31年1月からスタートします。

＜収入保険の具体的な仕組み＞

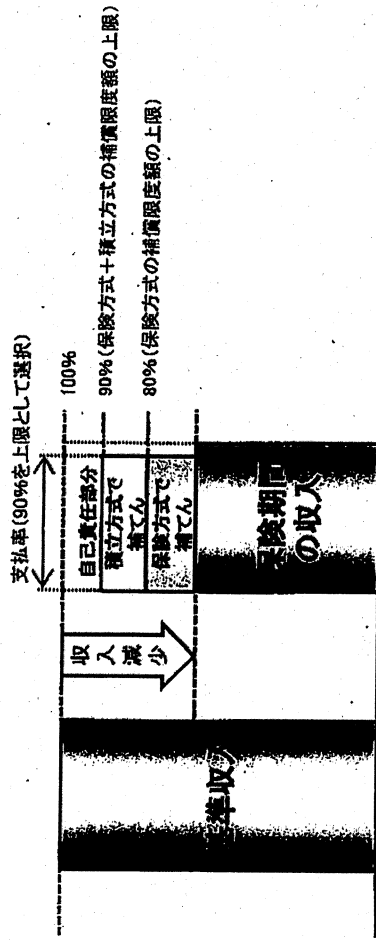
収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
 - ※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
 - ※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
 - ※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
 - ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
 - ※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
 - ※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
 - ※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
 - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
 - ※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

＜収入保険の補てん方式＞



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度90%(保険80%+積立10%)、支払率90%を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

＜加入1年目＞

・ 保険料 (掛捨て)	7.8万円
・ 積立金 (掛捨てではない)	22.5万円
・ 事務費	2.2万円
合計	32.5万円

補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の 合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20%(800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

※ 事務費には50%の国庫補助があり、加入者割（1年目4,500円、2年目以降3,200円）、補償金額割（保険金額及び積立金額1万円当たり22円）です。

松川町 収入保険加入推進について

収入保険加入推進方針

○ 松川町は、果樹を主体とした農業が比較的盛んである。農業は凍霜害・台風・病害虫等の自然災害や市場価格の低下等幅広いリスクがあり、経営努力では避けられない収入減少が起こりうる産業でもある。町としても、農業者が安心して農業に取り組める環境づくりを支援することは、農業者の経営体力の維持・強化につながり、さらには経営の多角化、農業者の新たなチャレンジを応援するという点においても、非常に重要であると考えている。

○ 現行、町での農業共済の補助については、果樹共済に係る掛金の3割補助を実施しているが、年々、加入者が減少しているところ。そのうえ、果樹共済は、気象災害等による収量減少のみを補償対象としており、①幅広いリスクに対応できていないこと、②農産物の補償が特定品目に限られていることがデメリットとしてあげられる。

(参考1)松川町果樹共済加入者推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
(人)	130	121	120	111	116	114	102	87	70

○ 国は、H31年1月より、収入保険制度を開始。本制度は、気象災害のほか、鳥獣害、市場価格の低下、けがや病気で営農できなくなった等の際も、保険対象となる。収入保険制度は、①幅広いリスクに対応でき、②農産物ならどのような品目でも補償対象、③保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資をうけることが可能であり、農業者がより安心して農業に取り組める保険であることから、収入保険加入を町として推奨・推進する。

(参考2)収入保険制度と果樹共済の比較

	加入できる方	対象品目	補償期間	対象となる被害	メリット	デメリット
収入保険制度	青色申告をおこなっている農業者 ※青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できる。	農産物全般 ※簡易な加工品(ジュース、干し柿、ジャム等)含む。	1年間全体 (収穫後の農作物被害(盗難・水害等)も補償対象)	自然災害全般、鳥獣害、盗難、運搬中の事故、浸水、けがや病気による農作業への影響、市場価格の低下、為替の影響等	幅広いリスクに対応でき、幅広い品目が補償対象。つなぎ融資有。	加入者は、青色申告者に限定される。
果樹共済	青色申告・白色申告をおこなっている農業者	りんご、ぶどう、なし、もも、かき、すもも ※干し柿、さくらんぼは対象外。	発芽期～収穫期	暴風雨、ひょう害、凍霜害による果実の減収※	白色申告でも加入可能	特定品目かつ特定被害のみ補償対象であり、幅広いリスクに対応していない。 ※町内で一番加入者が多い特定危険方式(3セット方式)の場合

白色申告から青色申告への誘導

○ 青色申告は、経営状況を客観的につかむための重要なツールであり、税制上のメリットも大きく、また収入保険にも加入ができる。町では、今後5年間で重点誘導期間とし、青色申告説明会や個別相談会等の開催をおこなうとともに、青色申告のメリットについて再度周知を実施する。

【青色申告のメリット】

- ・ 青色申告特別控除:最大65万円を所得から控除可能。
- ・ 損失の繰り越しと繰戻し:損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたり各年分の所得から控除可能。
- ・ 帳簿をつけることで、自らの経営状況をつかみやすくなることにも、金融機関からの信用も得やすい。

(参考3)松川町 H31共済加入者 青色申告・白色申告の内訳

	青色申告	白色申告
果樹共済加入者	32	38
収入保険加入者	10	
計	42	38

町で収入保険補助を実施した場合の農業者保険料負担額試算※

① 基準収入が1,500万円の農業者の5年間の保険料の試算

予算年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	計
農業者保険料負担額(補助金無)	117,000	117,000	117,000	117,000	117,000	585,000
農業者保険料負担額(補助金有)	58,500	81,900	81,900	117,000	117,000	456,300
町補助金額 (補助率)	58,500 (50%)	35,100 (30%)	35,100 (30%)	0 (0%)	0 (0%)	128,700

② 基準収入が1,000万円の農業者の5年間の保険料の試算

予算年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	計
農業者保険料負担額(補助金無)	78,000	78,000	78,000	78,000	78,000	390,000
農業者保険料負担額(補助金有)	39,000	54,600	54,600	78,000	78,000	304,200
町補助金額 (補助率)	39,000 (50%)	23,400 (30%)	23,400 (30%)	0 (0%)	0 (0%)	85,800

③ 基準収入が500万円の農業者の5年間の保険料の試算

予算年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	計
農業者保険料負担額(補助金無)	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	195,000
農業者保険料負担額(補助金有)	19,500	27,300	27,300	39,000	39,000	152,100
町補助金額 (補助率)	19,500 (50%)	11,700 (30%)	11,700 (30%)	0 (0%)	0 (0%)	42,900

④ 基準収入が300万円の農業者の5年間の保険料の試算

予算年度	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	計
農業者保険料負担額(補助金無)	23,400	23,400	23,400	23,400	23,400	117,000
農業者保険料負担額(補助金有)	11,700	16,380	16,380	23,400	23,400	91,260
町補助金額 (補助率)	11,700 (50%)	7,020 (30%)	7,020 (30%)	0 (0%)	0 (0%)	25,740

※補償限度8割(保険8割)、支払率9割を選択し、令和元年度に保険に加入した場合